



はじめに

1 策定趣旨

通勤や通学、買い物など、日常生活における身近な交通手段としての役割を担ってきた自転車は、近年、社会環境が複雑化、多様化する中、環境負荷の低減や健康増進、観光振興、さらには災害時の活用など、その果たす役割は大きく広がってきており、国においても、平成29年5月に「自転車活用推進法」*1（以下「法」といいます。）を施行、さらに法に基づき平成30年6月には「自転車活用推進計画」*2を策定し、自転車の幅広い活用の促進に向けた取組を進めているところです。

こうした中、道では、自転車の活用及び安全な利用に関する施策を総合的に推進するため、平成30年4月1日に「北海道自転車条例」*3（以下「条例」といいます。）を施行するとともに、平成31年3月に「北海道自転車利活用推進計画」（以下「計画」といいます。）を策定し、条例が掲げる理念を実現するため、自転車の利活用促進に向け様々な取組を進めてきました。しかし、今般の新型コロナウイルスの感染症拡大に伴う社会情勢の変化により、3つの密*4を避けるとともに、気軽に体を動かすことのできる自転車の魅力が再認識され、新たな生活様式の実践が求められる中、自転車の果たす役割はますます高まっています。

本計画は、条例が目的として掲げる、環境負荷の低減や道民の健康増進、サイクルツーリズムの振興等のもとより、自転車の活用及び安全な利用に関するさらなるステップアップに向け、本道の自転車を取り巻く現状と課題を踏まえながら、幅広い分野にわたる自転車関連施策を一体的に推進するために策定するものです。

2 推進期間

本計画は、国の自転車活用推進計画期間に準じ、2025年度までを推進期間とし、自転車を取り巻く社会環境の変化等を踏まえながら、適宜、必要な見直しを行います。

3 本計画の位置づけ

本計画は、法第10条に基づき、都道府県自転車活用推進計画*5として策定するものであり、北海道全域を計画区域とします。

また、本計画は、北海道総合計画における特定分野別計画として位置づけています。

【参考：自転車活用推進法（抜粋）】

第十条 都道府県は、自転車活用推進計画を勘案して、当該都道府県の区域の実情に応じた自転車の活用の推進に関する施策を定めた計画（次項及び次条第一項において「都道府県自転車活用推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

第十一条 市町村（特別区を含む。次項において同じ。）は、自転車活用推進計画（都道府県自転車活用計画が定められているときは、自転車活用推進計画及び都道府県自転車活用推進計画）を勘案して、当該市町村の区域の実情に応じた自転車の活用の推進に関する施策を定めた計画（次項において「市町村自転車活用推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。



【参考：北海道自転車条例の概要】

区 分	概 要
目的・ 基本理念	・自転車の活用及び安全な利用の推進に関する施策を総合的に推進 ①環境への負荷の低減 ②災害時の交通機能の維持 ③道民の健康の増進 ④自転車利用者及び歩行者の安全確保 ⑤サイクルツーリズムの振興
基本 的 施 策	①体制の整備 ②自転車交通安全教育の推進 ③普及啓発等 ④自転車専用道路*6等の整備 ⑤サイクルツーリズムの推進 ⑥財政上の措置
責 務・ 役 割 等	<p>【道】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合的な施策の策定・実施 ・市町村への助言等 ・国、市町村、関係機関・団体との緊密な連携 <p>【自転車利用者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係法令の遵守、歩行者・自動車等に十分配慮した利用、必要な点検整備 ・乗車用ヘルメットの着用、夜間の自転車側面への反射器材の装着 ・自転車損害賠償保険等への加入 <p>【自動車等運転者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自転車及び自動車等が共に道路を安全に通行できるよう配慮 ・自転車の側方通過時の安全な間隔の確保又は徐行 <p>【道民】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自転車の活用等の推進に関する理解 ・関係法令の遵守、自転車の利用に関する知識・技能の習得、環境への負荷の低減に資する利用、家庭・地域等における交通安全教育・啓発 ・国、道、市町村の施策への協力 <p>【事業者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業活動における自転車の活用等の推進 ・事業活動において従業員等に自転車を利用させる場合には、関係法令の遵守、乗車用ヘルメットの着用を推奨 ・国、道、市町村の施策への協力 <p>【自転車関係団体】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自転車の活用等に関する機運醸成のための活動 ・国、道、市町村の施策への協力
保険等の 加入促進	<ul style="list-style-type: none"> ・自転車小売業者：自転車損害賠償保険等に関する啓発等 ・自転車貸付業者その他事業者：事業活動に係る自転車損害賠償保険等への加入

4 本計画の構成

I 現状と課題

- ◆自転車を取り巻く現状
- ◆自転車利活用のさらなるステップアップへの課題
 - ・自転車の果たす役割
 - ・安全利用と走行環境
 - ・サイクルツーリズム

II 展開方向

- ◆北海道をめざす姿
 誰もが安全・快適で楽しく自転車を利用できる
 環境に◎観光に◎健康に◎もっと、自転車  北海道。
- ◆3つの視点と展開方向
 - 【視点① もっと、自転車を知る・使う】
 - 【視点② もっと、自転車を安全・安心に】
 - 【視点③ もっと、自転車を楽しく・快適に】

III 施策の推進